

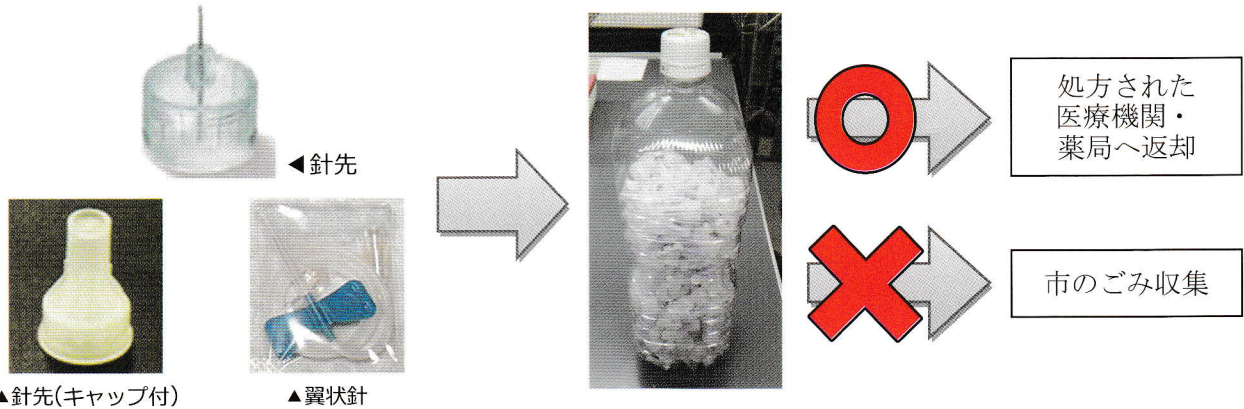
在宅医療で使用した針等の処分

宮崎市からの
お願い

在宅医療で使用した器具類は、針とそれ以外の部分でごみの出し方が異なります。
注射針などは、作業員の針刺し事故につながるため、処分方法は以下のとおりお願いします。

注射針など鋭利なもの

注射針などの針の付いているものはすべて、市のごみ収集には出せません。
処分する時は、中が見えるプラスチック製の容器に入れフタをしめ、処方された
医療機関・薬局へ返却してください。



針などの鋭利な箇所がないもの（金属製のものを除く）

プラマーク  が付いているものであっても、「燃やせるごみ」で出してください。

※資源物分別作業中、作業員が感染症に感染する危険性があるため、「燃やせるごみ」以外では出さないでください。



※処分方法について、医療機関・薬局から別途指示がある場合は、その指示に従ってください。

●お問い合わせ先

宮崎市 環境部 環境業務課

TEL: 0985-25-2111 (代表)

0985-21-1762 (直通)

協力: 公益社団法人 宮崎市郡医師会 一般社団法人 宮崎市郡薬剤師会